

平成27年7月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成27年7月31日15時から

会 場：白杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(教育委員会事務局の人事異動)

第34号議案 平成28年度使用中学校教科用図書採択について

第35号議案 国宝白杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

4 学力向上について

- ・平成27年度学力定着状況調査の報告について

5 教育予算等について

6 その他

- ・学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて
- ・公立で行う幼稚園教育について

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

(2) 平成27年8月定例教育委員会の開催について

平成27年8月 日 時から

平成27年7月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成27年7月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 4号	専決処分の承認を求めることについて……………1
第34号議案	平成28年度使用中学校教科用図書採択について……………2
第35号議案	国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について……………4
6 その他	
	・学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて……………5

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

教育委員会事務局の人事異動について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成27年 7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

専決年月日 平成27年 7月 1日

専決処分内容 下記のとおり

記

教育委員会事務局の人事異動について

平成27年7月1日付けで人事異動発令を次のように行う。

平成27年7月1日異動

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名
社会教育課 主幹	首藤 成吾	総務部市長室付 主幹

第34号議案

平成28年度使用中学校教科用図書の採択について

平成28年度使用中学校教科用図書の採択について臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき議決を求める。

平成27年7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

平成28年度使用小学校教科用図書の採択について

平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択をする必要があり、次のとおり提案する。

理 由

小中学校では、学校教育法（昭和22年法律第26号）第21条、第34条及び第49条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されています。

教科用図書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第7条第1項により学校設置者である教育委員会で採択することが定められています。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条により、都道府県教育委員会が市もしくは郡の区域で教科用図書採択地区を設定することとなっており、臼杵市は大分地区（大分市、由布市、津久見市、臼杵市）となっています。

教科用図書は4年ごとに採択することとなっており、本年度は、平成28年度から使用する小学校教科用図書の採択をする必要があり提案する。

第35号議案

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成27年 7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱（平成17年教育委員会告示第8号）第3条の規定に基づき、下記の者に国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
かわのべ わたる 川野邊 渉	男	59	東京文化財研究所 文化遺産国際協力セ ンター長	保存科学 高分子化学
たけむら けいじ 竹村 恵二	男	62	京都大学大学院 理学研究科附属地球 熱学研究施設教授	地質学
くちつ のぶあき 朽津 信明	男	50	東京文化財研究所 保存修復科学センター 修復材料研究室長	保存科学 地質学
ねだち けんすけ 根立 研介	男	59	京都大学大学院 文学研究科教授	日本仏教美術史
いで せいのおすけ 井手 誠之輔	男	55	九州大学大学院 人文科学研究院教授	東洋美術史
きもと くにはる 木本 邦治	男	55	臼杵市文化財調査委 員会委員長	近世史

任期：平成27年8月1日～平成29年7月31日

理 由

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて

臼杵市では、「臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱」を設けて、区域外通学に関する許可基準等を定めている。

そうした中、文部科学省は、就学校の変更についての通知を出していることから、臼杵市においても許可基準に含めていきたいが委員のご意見をお聞きたい。

就学校の変更

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第32条第2項)

また、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表することとなっている。(学校教育法施行規則第33条)

なお、学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省としては、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示してきている。(資料①)

具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるが、以下のような事由を具体的に定めて運用している教育委員会も見られるところであり、平成20年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知(参考資料②)において、「各市町村教育委員会が、就学校の変更に係る要件を定めるに当たっては、これらの例も参考にされたいこと。」としている。

(資料①)

<市町村において具体的に変更が認められ得る事由として定めている例>

いじめ等への対応	例1 いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合 例2 学校の十分な指導にもかかわらず、いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合
通学の利便性などの地理的な理由	例1 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合 (通学距離は通学路を基準に計測する。) 例2 自宅から指定された学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では〇km以上、中学校では〇km以上あって、指定された学校より近い学校がある場合
部活動等学校独自の活動	例1 希望する部活動が指定された学校にないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由がある場合 例2 転居により校区が変更になるが、運動会、修学旅行等の学校行事終了後の転校を希望する場合

平成27年7月

【定例教育委員会資料編】

平成27年7月定例教育委員会資料編 目次

6 その他

- ・学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて……………1

学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の 適正化等について

19文科初企第1388号

平成20年3月31日

各都道府県・政令指定都市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長

金森 越哉

(印影印刷)

小学校又は中学校が2校以上ある市町村の教育委員会における就学予定者が就学すべき学校の指定等については、昨年3月30日付けで初等中等教育局長から通知を発出するなど、適切な取扱いをお願いしているところですが、昨年6月に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定(別紙3参照)されるとともに、昨年12月に「規制改革推進のための第2次答申」に示された「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが閣議決定(別紙4、別紙5参照)されています。

については、就学に関する事務について、特に下記事項に留意の上、引き続き、適正に行われるようお願いします。

各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、このことを周知するとともに、就学に関する事務の適正化が図られるよう更に指導の徹底をお願いします。

記

1 就学に関する制度の十分な理解に立った制度の運用について

近年、就学に関する事務については、以下にあるように、数次にわたり学校教育法施行規則の改正が行われるとともに、文部科学省から通知が発出されているところである。

就学事務を担当する者にあっては、別紙1の「入学時の就学事務の主な流れ」や以下の通知等を参考にしつつ、最近の制度改正の趣旨及び内容や制度の全体像を十分理解して事務を適正に行うこと。

(参照通知等 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/index.htm)

- ① 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について(平成15年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)

- ② 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(平成18年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)
- ③ 学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(平成18年6月26日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)
- ④ 学校教育法施行令第8条に基づく就学校に関する事務の適正化等について(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)

2 就学校の変更を相当と認める場合の要件及び手続の公表について

就学校の変更については、学校教育法施行令第8条において、「市町村の教育委員会は、…相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されるとともに、同施行規則第33条において、「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする」と規定されている。

これらの規定は、域内に2校以上の小学校又は中学校を設置している全ての市町村教育委員会に適用されるものであり、該当の市町村教育委員会においては、就学校の変更に係る要件及び手続を制定し公表する法的義務が課せられている。

市町村教育委員会は法令にのっとりて事務を執行すべきであり、当該要件及び手続を制定せず又は公表していない市町村教育委員会にあつては、ただちに就学校の変更に係る要件及び手続を定め公表すること。

また、都道府県教育委員会は域内の市町村教育委員会の事務が法令にのっとりて適正に行われるよう厳正に指導を行うこと。

なお、就学校の変更に関する手続としては、申立を行おうとする保護者の便に供するよう変更の申立先、申立の際に必要な添付書類、受付期間、受け付けた申立に対する回答の期限を定めて公表することが望ましいこと。

これらの要件及び手続に関しては、行政手続法第5条及び第6条に規定する審査基準及び標準処理期間の定めが適用されることにも留意すること。

3 就学校の変更を相当と認める具体的な事由について

学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省としては、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示してきているところである。

具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるが、別紙6にあるような事由を具体的に定めて運用している教育委員会も見られるところである。

各市町村教育委員会が、就学校の変更に係る要件を定めるに当たっては、これらの例も参考にされたいこと。

4 学年途中における就学校の変更について

学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うこと。

5 いじめへの適切な対応について

いじめへの対応について、市町村の教育委員会においては、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきこと。

6 就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示について

入学予定者に対して行われる就学指定通知(学校教育法施行令第5条第2項)において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すこととされている(学校教育法施行規則第32条第2項)。

就学指定通知の中に上記事項が示されていない市町村の教育委員会においては、今後の当該通知において就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すこと。

また、就学校の指定に係る通知において、就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示す際には、就学校の変更の要件及び手続に関する事項についても併せて示すことが望ましいこと。

7 就学に関する事務・制度の趣旨の保護者への徹底について

市町村の教育委員会においては、就学校の変更を相当と認める具体的な事由の内容や考え方など、この制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるよう努めること。

[お問い合わせ先]

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
企画調査係 担当 伊賀
電話:03-6734-2007
FAX:03-6734-3731
E-mail: syokyo@mext.go.jp

別紙6 就学校指定変更に係る要件の定め方等について

1 要件の位置づけ

就学校指定の変更に係る要件の位置づけについては、①教育委員会規則で定める場合、②要綱等の形式で教育委員会が決定する場合、③教育委員会の委任を受けた教育長が決定する場合などがある。

2 具体的な定め方

就学校指定の変更については、文部科学省が変更が認められてよい事由として示している「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動」に関し、具体的に変更が認められ得る事由を次のように定めている例がみられる。

なお、要件を定める場合には、保護者による申立の手続きも併せて定めるのが通例である。

いじめ等への対応	<p>例1 いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合</p> <p>例2 学校の十分な指導にもかかわらず、いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合</p>
通学の利便性などの地理的な理由	<p>例1 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合（通学距離は通学路を基準に計測する。）</p> <p>例2 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では○キロメートル以上、中学校では○キロメートル以上あって、指定された学校より近い学校がある場合</p>
部活動等学校独自の活動	<p>例1 就学すべき学校に希望する部活動がない場合</p> <p>例2 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がないが、継続して取り組みたい場合</p>

大分市の小・中学校一覧表

○背景が灰色の小学校は中学校区で重複があります。

地区	中学校名	小学校名	地区	中学校名	小学校名
おおいた 大分	うえのがおか 上野ヶ丘	かないけ 金池	あけの 明野	あけの 明野	あけのひがし 明野東
		ながはま 長浜			あけのにし 明野西
	にあげまち 荷揚町	あけのきた 明野北			
	せきでん 碩田	なかしま 中島	つるさき 鶴崎	つるさき 鶴崎	つるさき 鶴崎
		すみよし 住吉			みさ 三佐
	おおみち 大道	べつぽ 別保			
	おうじ 王子	かすがまち 春日町	つるさき 鶴崎	とうよう 東陽	べつぽ 別保
		にしのだい 西の台			たかた 高田
	かすがまち 春日町	かわぞえ 川添			
	おおいたにし 大分西	にしのだい 西の台	つるさき 鶴崎	だいとう 大東	めいじ 明治
		やはた 八幡			まつおか 松岡
		かんざき 神崎			めいじきた 明治北
	みなみおおいた 南大分	みなみおおいた 南大分	わさだ 植田	わさだ 植田	むなかた 宗方
		ほうふ 豊府			わさだ 植田
	じょうなん 城南	じょうなん 城南			わさだにし 植田西
	えのくま 在隈	わさだ 植田			
	つる 津留	よこせ 横瀬			
	じょうとう 城東	まいづる 舞鶴	わさだ 植田	わさだひがし 植田東	よこせにし 横瀬西
		ひがおいた 東大分			しきど 敷戸
	たきお 滝尾	たきお 滝尾			わさだひがし 植田東
しもごおり 下郡		そうた 寒田			
もりおか 森岡		そうた 寒田			
はるかわ 原川	ひおか 日岡	わさだみなみ 植田南	わさだみなみ 植田南	ひがわさだ 東植田	
	ももぞの 桃園			たじり 田尻	
	めいじきた 明治北			かく 賀来	
だいなん 大南	へつぎ 戸次	かみへつぎ 上戸次	おおざい 大在	おおざい 大在	おおざい 大在
		へつぎ 戸次			おおざいにし 大在西
	よしの 吉野	よしの 吉野	さか いち 坂ノ市	さか いち 坂ノ市	さかのいち 坂ノ市
	たけなか 竹中	たけなか 竹中			にゅう 丹生
はんだ 判田	はんだ 判田	のつはる 野津原	のつはる 野津原	こざい 小佐井	
こうざき 神崎	きさがみ 木佐上			のつはるとうぶ 野津原東部	
	こうざき 大志生木			のつはるちゅうぶ 野津原中部	
さかのせき 佐賀関	さかのせき 佐賀関	のつはるせいぶ 野津原西部			

平成26年度 隣接校選択制申請結果
 (申請期間:平成25年11月11日～平成25年11月29日)

小 学 校					中 学 校									
NO	学校名	受入定員 (名)	申請者数 (名)	抽選	NO	学校名	受入定員 (名)	申請者数 (名)	抽選	NO	学校名	受入定員 (名)	申請者数 (名)	抽選
1	金池小	5	2		31	高田小	5	3		1	碩田中	15	6	
2	長浜小	5	4		32	川添小	15			2	上野ヶ丘中	5	17	○
3	荷揚町小	10	1		33	松岡小	5			3	王子中	15	10	
4	中島小	5	6	○	34	戸次小	10	3		4	大分西中	15	26	○
5	春日町小	15	16	○	35	上戸次小	5			5	南大分中	10	6	
6	大道小	10	3		36	吉野小	5			6	城南中	5	1	
7	西の台小	5	4		37	竹中小	5			7	滝尾中	5	4	
8	南大分小	10	4		38	判田小	5			8	城東中	15	16	○
9	城南小	10	1		39	東植田小	10	7		9	原川中	15	10	
10	荏隈小	10	1		40	植田小	10			10	明野中	10	8	
11	豊府小	5	1		41	賀来小	5			11	鶴崎中	15	21	○
12	八幡小	10			42	敷戸小	15	1		12	大東中	5	6	○
13	神崎小	5			43	鴛野小	5	1		13	東陽中	15	16	○
14	滝尾小	5	2		44	宗方小	10	2		14	戸次中	5	8	○
15	下郡小	5	4		45	横瀬小	15			15	吉野中	5		
16	森岡小	5			46	横瀬西小	10			16	竹中中	5	2	
17	東大分小	5	2		47	寒田小	5			17	判田中	5	2	
18	日岡小	10			48	田尻小	10	4		18	植田中	5	10	○
19	桃園小	5	3		49	大在小	5			19	植田東中	5	1	
20	津留小	10	1		50	大在西小	5	1		20	植田西中	5	2	
21	舞鶴小	5			51	丹生小	10			21	植田南中	5	6	○
22	住吉小	10	2		52	小佐井小	5	1		22	賀来中	5		
23	明野西小	10	3		53	坂ノ市小	5	2		23	大在中	5		
24	明野東小	15	4		54	木佐上小	5			24	坂ノ市中	5		
25	明野北小	10	2		55	こうざき小	5	2		25	神崎中	10		
26	三佐小	5	1		56	大志生木小	5			26	佐賀関中	10	1	
27	鶴崎小	5	3		57	佐賀関小	5			27	野津原中	10	1	
28	別保小	5	1		58	野津原東部小	5	3						
29	明治小	5	9	○	59	野津原中部小	5							
30	明治北小	5	2		60	野津原西部小	5							
					61	今市小	未定							

平成26年隣接校選択制申請者数

小学校 112名

中学校 180名

合計 292名

※表中、抽選の欄に○印のある学校については、申請者が受入定員を超えたため公開抽選により入学者を決定します。なお、抽選実施の対象となる保護者の方には、平成25年12月6日(金)までに抽選に関する詳細内容を文書でお知らせいたします。

○印がついていない学校については、抽選は行いません。申請者はすべて希望した隣接校への入学が可能です。

(2) 地域に根ざした特色ある学校づくりを目指す学校選択制 (自由選択制)

導入年度：平成15年度

対象校：年度により異なる

大分県豊後高田市

1 地域の概要

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経131°26′、北緯33°33′、東西の距離17.1km、南北の距離23.2km、総面積は206.6km²で、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接している。また、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属している。

域内には、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富である。

我が国の産業構造の変化に伴う都市部への人口流出により、過疎化、高齢化が進行したため、新たな時代の変化に対応すべく、平成17年3月31日に1市2町が合併し、人口26,101人（男性：12,207人、女性：13,894人）の豊後高田市が発足した。



2 制度の概要

(1) 経緯、制度概要等

平成13年度当時、豊後高田市教育委員会は、適正規模に至っていない学校がみられるという状況を踏まえ、通学区域の弾力的な運用の在り方を検討するなかで、児童生徒にとって、より良い教育環境を提供するための方法を審議いただくため、同年1月4日に市教育総合計画審議会に対し、「通学区域制度の弾力的運用について」を諮問した。同審議会は、5回の審議会を経て、「保護者の意向に配慮し、通学区域制度の弾力的運用を導入すべき」との答申（平成13年12月25日）を出した。同答申を踏まえ、平成14年度から、学校選択制（自由選択制）を導入することとした。教育委員会が、年度ごとの実態を踏まえ、実施する学校を決定するという方法で進められてきた。

本制度は、1市2町の市町合併（平成17年3月31日）後も新市において継承されている。現在は、「教育のまちづくり」をスローガンに掲げ、「開かれた学校づくり」や「確かな学力の向上」を最重点課題として、特色ある学校づくりをはじめとする様々な取組みを、学校・家庭・地域社会が一体となって推進している。

この制度は、保護者にとっては学校を選ぶという意識を、教職員にとっては学校(自分たち)は選ばれるという意識を持たせ、ひいては、地域全体が学校への関心や理解を深めることにつながるとともに、教職員の意識改革や指導力の向上につながっているものであると考えている。

3 事務の流れ

平成21年度新入学者を対象とした学校選択制度に係る事務は以下のようになっている。

時 期	内 容
9月1日	・就学予定となる学校名について情報提供 ・通学区域外の学校入学の希望申請書を平成21年度入学予定者の保護者に送付
9月25日	・通学区域外の学校入学の希望申請受付
9月29日	・教育委員会において、通学区域外の学校入学の希望申請者の認定
10月1日	・入学の希望申請者に就学校の指定通知書発送
1月中旬	・入学予定者に入学通知書発送

※ 保護者へ学校選択の判断材料を提供するため、各学校は、毎月、学校公開等を行っている。また、学校公開の日程は、市ホームページで毎月掲示し、ケーブルテレビでも放映している。

※ 学校ごとにホームページも随時更新し、学校紹介等を行っている。

4 実績と傾向

小学校では、親の仕事の関係で、放課後に子どもを預けることが可能な祖父母宅等が近所にある学校を希望するが多い。また、平成17年度からは、既に兄弟が通学区域外通学をしているという理由により、弟妹も同様に学校選択制の利用を希望するケースが増えている。

また、中学校では、制度運用当初から、部活動の種類が多い学校への希望が多い。

上記のような理由から、小中学校とも、通学の利便性が高い市街地にある学校や、比較的規模の大きい学校への入学希望が多い傾向がある。ただ、少数ではあるが、町部の学校から過小規模校（中山間地域）への選択希望も見られる。これは、いじめ、不登校等の問題に悩んだり、学業面での課題のある場合について、保護者や子どもが新たな友達関係、教育・生活環境を期待してのケースであると思われる。

この制度の利用状況は、下図のようになっている。

入学年度	小学校			中学校		
	実施校数	制入学予定者数	割合	実施校数	入学予定者数	割合
15年度	6校	18人(163人)	11.0%	1校	5人(182人)	2.7%
16年度	6校	14人(163人)	8.5%	1校	1人(171人)	0.5%
17年度	3校	13人(136人)	9.5%	3校	4人(166人)	2.4%
18年度	7校	20人(202人)	9.9%	3校	6人(276人)	2.1%
19年度	6校	14人(205人)	6.8%	2校	2人(224人)	0.8%
20年度	6校	15人(176人)	8.5%	3校	13人(214人)	6.0%
21年度	8校	22人(185人)	11.8%	4校	9人(230人)	3.9%

※ 平成15年度～平成17年度新入学までは、旧豊後高田市の全小中学校（小学校7校、中学校4校）が対象。

※ 平成17年3月31日に真玉町と香々地町と合併。旧真玉町、旧香々地町の小中学校については、平成17年度在学者から対象とした。（合併後：小学校12校、中学校6校）

5 評価と課題

この制度により、保護者や地域の方々が、学校の特色や学校行事に対して、深い理解を示してくれるようになった。

生徒からは、「小学校から続けてきたスポーツを中学校でもやることができた」というような感想が寄せられ、保護者からは、「祖父母の家で放課後を過ごさせることができ、親として安心している」という声が届いている。

学校選択制を活用した保護者の学校選択の理由としては、学校の校風や雰囲気、学力向上への取り組み等が重視されている。一方、それぞれの学校においても、生活指導や学習指導に工夫改善を行う雰囲気が醸成されてきており、教職員の意識改革が図られていると実感している。その結果、学力面では、文部科学省による全国学力・学習状況調査（小6と中3）では過去3年間、全国平均を上回るとともに、大分県教育委員会による基礎・基本定着状況調査（小5と中2）でも過去5年間、好成績を収めている。さらに、スポーツ面でも、毎年、柔道、空手道を中心に九州・全国大会に連続して出場を果たすなどの実績が上がっている。

しかし、過疎化、少子化が進行するなかで、全市的に児童生徒数が減少し続けている状況にある。今後は、過小規模校の児童生徒数減に何とか歯止めをかけたいと考えている。そのため、学校地域支援本部事業や放課後子どもプランにおいて、様々な体験活動の機会を提供することに努めたり、地域の伝統芸能・伝統行事の継承・発展のための取組を重点化したりしていくことにより、学校の活性化を図っていきたい。

— 本事例の問い合わせ先 —

豊後高田市教育委員会 学校教育課
TEL 0978-53-5112